

# 令和8年度EBPM推進支援業務 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度EBPM推進支援業務

## 2 業務の目的

社会課題が複雑化し、限られた行政資源の効率的な活用が求められている現在、EBPM (Evidence-Based Policy Making) は施策のロジックの確からしさを段階的に高め、成果獲得の確度を高めるための有力な手段である。

本県においては、従来、PDCAサイクルに基づく施策マネジメントを実施してきたところであるが、成果の更なる獲得を目指して、この施策マネジメントにEBPMの考え方や手法を採り入れるのと併せて、EBPMを推進する職員の育成を進めてきた。

これまで、施策の効果について県自ら科学的な検証を実施するとともに、施策課題の解決に資する既存の合理的根拠の適切な活用や施策の現状・課題分析を含めた施策形成プロセス全体の強化、分析評価を担う人材の育成・確保に取り組んできたが、令和8年度はこれまでの取組を踏まえ、実際の施策検討プロセスを通じて職員の行動変容を促すとともに、県民のベネフィットに繋がる新たな施策の構築を図る。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容等

### (1) 業務の範囲

- ・ 庁内横断の重要施策の検討の場において、施策形成支援チームが実施する伴走支援を専門的な知識・スキルにより下支えする。
- ・ 特に、以下の入口（全体戦略の構築）と出口（評価設計）を強化する。
  - 入口：問題の構造化、ロジックツリーの精緻化、仮説の客観性向上に資するデータ・ファクト・エビデンスの投入
  - 出口：効果検証の設計（評価手法・基準値・比較対象の設定）、費用対効果の算定スキーム（特に社会的効果の算定）
- ・ なお、本県における施策形成プロセスの概要は、図1のとおり。

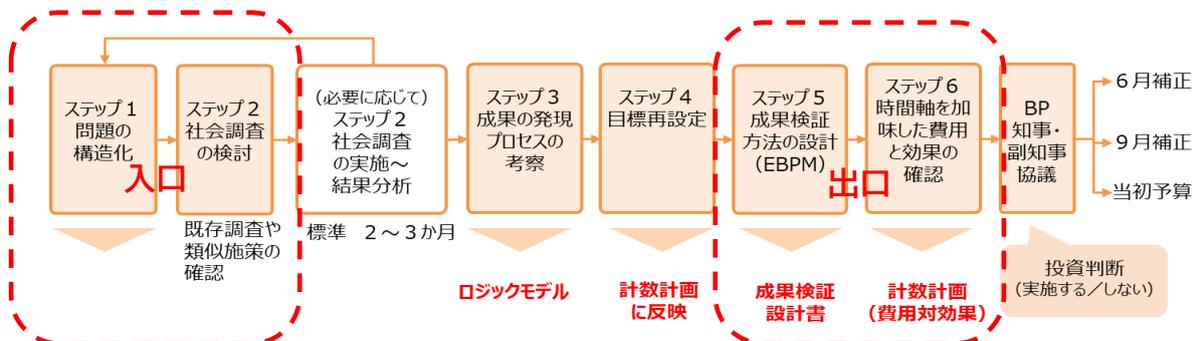


図1 施策形成プロセスの概要

## (2) 委託業務の内容

### ア 対象となる施策

10 施策程度

(対象となる施策については県と協議の上、支援の必要性が高いものから選定する)

### イ 業務内容

受託者は、アで選定した施策に対して、新規施策の検討が円滑に進むよう、次の内容を実施する。

#### (ア) 問題の構造化（ステップ1）

受託者は、施策形成支援チームと協働し、問題の構造化を行い、その結果をロジックツリーのような構造化された形で取りまとめる。また、必要に応じて次のステップの結果を踏まえた内容の更新を実施する。

構造化に当たっては、その問題の真因が何かを明らかにするために必要なアプローチについても併せて整理する。

#### (イ) データ・ファクト・エビデンスの収集・整理（ステップ2）

受託者は、ステップ1で整理した内容を元に、必要なデータ・ファクト・エビデンスを収集し、事業課が検討材料として使える形で整理する。

具体的には、検討中の施策に関連する施策効果に関する学術論文やシンクタンクレポート、海外を含む行政事例、市販されているデータ、公的統計データなどを収集後、それらを客観的視点で分析し、成否要因の抽出と要点の取りまとめを行う。

(必要に応じて外部有識者のヒアリング等も実施すること。)

また、ステップ1で整理したアプローチのうち、施策形成支援チームや事業課が実施した調査結果が提供された場合は、それらについても統合し、速やかな知見のアップデートを図る。

なお、ステップ2の結果、問題の構造化に見直しが必要となった場合は、再度ステップ1を実施すること。

#### (ウ) 成果検証方法の設計（ステップ5）

受託者は、施策効果の分析評価に向けて、施策形成支援チームと協議の上、次の項目を再度整理する。

- ・ 施策の必要性（目的、現状、課題等）
- ・ ロジックモデル
- ・ 効果検証デザイン
- ・ その他、分析評価に資する事項

なお、施策の必要性については、ステップ1～2で整理した結果を、ロジックモデルについては施策形成支援チームと事業課で整理したものを元に整理する。

効果検証デザインについては、RCT等の高度な手法に限定せず、事業課職員のみでも継続的に実施可能な検証スキームを提案すること。

具体的には、指標体系、基準値、比較の枠組（対照群・時系列比較等）、データ取得・運用手順を設計すること。

#### (エ) 費用対効果・社会的価値の算定（ステップ6）

受託者は、施策効果の費用対効果の分析を実施する。

具体的には、複数シナリオでの費用対効果の試算及び感度分析を実施するとともに、その際に行った社会的価値の金銭換算の考え方を提示する。その際に、手法は1つに限定せず、選択肢を提示すること。

また、そのやり方について事業課または施策形成支援チームの職員が実施可能な算定のための評価基準を提案し、取りまとめること。

#### (オ) 全体共通事項

受託者は、複数案件を並行的・タイムリーに補助できる執行体制を確保すること。

原則として、受託者は施策形成支援チームからの依頼に基づき各ステップの内容を実施するが、両者協議の上必要性を認める場合は、事業課を交えたワークショップによる検討を行うことも排除しない。

#### ウ (2) ア、イに係る「全体計画書」等の作成

受託事業者は、本業務の「全体計画書及び工程表」を書面にて提出する。

また、業務終了後、本業務の活動記録について、成果品として「成果報告書」を作成する。なお、「成果報告書」の作成に当たっては、本県の政策形成の質の向上にどのように寄与したのかという点について意見を付すこと。

### 5 提出書類

#### (1) 全体計画書及び工程表

形式任意（期限：契約締結後 14 日以内）

#### (2) ステップごとのアウトプット資料

施策ごとに、各ステップで作成した次に例示する資料を提出すること。なお、県と協議の上当該工程を受託者が実施していない場合は、提出不要とする。

ステップ 1：再定義された問題設定と構造化されたレポート

ステップ 2：各種データ・ファクト・エビデンスに関する分析レポート

ステップ 5：成果検証対象の指標が明記されたロジックモデル

成果検証スキームに関する手順書

ステップ 6：算出手順が明記された経済効果算出のレポート

職員向けの経済効果分析評価手順書

（期限：原則として依頼後 14 日以内で、都度県と協議して決定。）

#### (3) 成果報告書（カラー）

活動内容と併せて、本県の政策形成の質の向上にどのように寄与したのかという点について言及した上で、冊子（A 4 判、3 部）及びこれに係る電子データを提出すること。（期限：令和 9 年 3 月 31 日）

#### (4) その他、本事業で作成した資料及び電子データ

資料の内容や部数については、別途、県と協議、調整し、県から指示を行うものとする。

### 6 成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県総務局施策形成支援チーム（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とする。

本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。

## 7 成果品に関する補足事項

- ・ データ・ファクト・エビデンスは出典を明示し、再現可能な取得経路・選定基準を記載すること。
- ・ 成果検証方法の設計においては、実運用可能性（データ取得の容易性、検証負荷、継続性）を検証し、記載すること。
- ・ 電子ファイルで納品する場合は、Microsoft365 において編集可能な形式とすること。なお、PDF でしか入手できない既存レポート等についてはその限りではない。
- ・ ファイルのやり取りについては、原則メールまたはクラウドストレージ「BOX」により実施すること。

## 8 完了報告の提出

支払内訳書に定める支払対象委託業務が完了したときは、受託事業者は、速やかに別記様式第 1 号による「令和 8 年度 E B P M 推進支援業務完了報告書」を必要な添付書類等とともに提出する。

## 9 その他

本業務に関連して、外部の有識者（主に学識者を想定）の招聘・意見聴取等を実施する場合、それに要する経費については、県と協議の上、原則本業務に係る委託料の中から支払うものとする。